

## 令和3年度組織改正の概要（案）について

令和3年度組織改正については、新たな市政運営の総合指針等の策定状況を踏まえながら、喫緊の課題の解決と、重要施策の推進に優先的に取り組むことを基本的視点として、次のとおり、改正に向けた検討を進めています。

### 1 令和3年度組織改正の基本的視点

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応から顕在化してきた保健所執行体制等の感染症対策における課題の解決。
- (2) 令和2年度施政方針に基づく、早急な取組が必要不可欠な重要施策の推進。
  - ア デジタルテクノロジーを活用したスマート自治体やスマートシティの実現を加速させる組織の機能強化
  - イ 福祉、保健、医療の施策強化並びに健康づくり、疾病予防及び介護予防の推進を図る組織の機能強化
  - ウ 情報収集、情報発信、政策立案、危機管理などの機能整理と強化
- (3) 新たな市政運営の総合指針及び行財政改革基本方針の策定状況を見据え、その考え方を可能な限り捉えた見直し。

### 2 組織改正（案）の主な内容

※部課等の名称は仮称

- (1) 総務部
  - ア. 行政総務課  
社会保障・税番号制度（マイナンバー）総括業務を企画政策部デジタル推進室へ移管する。
  - イ. 情報システム課（IT推進課を改称）  
オープンガバメント、スマート自治体及びITガバナンス業務を企画政策部デジタル推進室へ移管し、情報システム等の管理運営、情報セキュリティの取組に特化した推進体制の強化を図る。
  - ウ. 行革内部統制推進室【危機管理事案対応担当】（新設）  
行財政改革推進課と内部統制推進室を統合し、それぞれの推進体制の強化を図るとともに、全庁のリスク管理と一体となったよ

り迅速な危機管理事案への対処を図るため、危機管理事案対応担当を設置するとともに、企画政策部企画政策課が所管するリスク顕在化事案関連業務を移管する。

## (2) 企画政策部

### ア. 企画政策課【SDGs推進担当】

市政運営の総合指針におけるサステナブル、インクルーシブなどSDGsの視点を取り入れた長期ビジョンの推進を図る。リスク顕在化事案関連業務を総務部行革内部統制推進室へ移管する。

### イ. 広報シティプロモーション課（広報課を改称）

経済部観光シティプロモーション課が所管するシティプロモーションに関する業務を移管し、全庁的な情報の収集・発信と一体的にブランディングを意識したプロモーションを推進する体制構築を図る。

### ウ. デジタル推進室【スマートシティ推進担当】（新設）

総務部行政総務課が所管するマイナンバー総括業務，総務部IT推進課が所管するスマート自治体業務及び経済部産業労働課が所管するロボット産業推進業務を移管し，室相当に位置づけることで，デジタル市役所（スマート自治体），スマートシティの実現に向けた取組を更に推進する。

## (3) 福祉部（福祉健康部を改称）

地域医療推進体制及び健康危機管理体制強化のため，福祉健康部を福祉部及び健康医療部へ分割再編する。

### ア. 福祉総務課（福祉健康総務課を改称）

福祉健康部福祉医療給付課が所管する藤沢聖苑，市営墓地管理を移管し，当該施設の効果的な運営体制を構築するとともに，愛の輪福祉基金を移管し，所管業務と一体的な事業実施を図る。あわせて，戦没者関連業務を移管し，福祉医療給付課を廃止する。

地域医療推進，三師会連携，保健医療財団運営指導業務を健康医療部地域医療推進課へ移管する。

### イ. 保険年金課

国民健康保険保健事業を健康医療部健康増進課へ移管する。

ウ. 高齢者支援課（新設）

福祉健康部地域包括ケアシステム推進室が所管する高齢者保健福祉計画，老人福祉センター，在宅福祉サービス，敬老会，養護老人ホーム，地域包括支援センター，認知症総合支援事業などに関する業務を移管した上で，高齢者支援に特化した地域包括ケアシステムを推進する。

あわせて，福祉健康部福祉医療給付課が所管する敬老祝金，高齢者いきいき交流事業，ふれあい入浴などの業務を移管し，高齢者支援業務と一体的な事業実施体制を構築する。

エ. 障がい者支援課（障がい福祉課を改称）

福祉健康部福祉医療給付課が所管する障がい者医療事業を移管し，障がい者支援業務と一体的な事業実施体制を構築するとともに，福寿医療事業を移管する。

オ. 地域共生社会推進室（地域包括ケアシステム推進室を改称）

高齢者保健福祉計画，老人福祉センター，在宅福祉サービス，敬老会，養護老人ホーム，地域包括支援センター，認知症総合支援事業などに関する業務を福祉部高齢者支援課へ移管する。引き続き，福祉総合相談支援センターの福祉総合窓口機能を担うとともに，地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の整備と地域福祉を推進する体制を構築する。

(4) 健康医療部（新設）

地域医療推進体制及び健康危機管理体制強化のため，福祉健康部を福祉部及び健康医療部へ分割再編する。

ア. 地域医療推進課（新設）

健康医療部の総務課として設置し，地域保健課とともに新型コロナウイルス感染症対策を担うとともに，福祉健康部福祉健康総務課が所管する地域医療推進，三師会連携，保健医療財団運営指導業務を移管し，医療政策の推進体制の強化を図る。

イ. 健康増進課【国保保健事業担当】

子ども青少年部子ども健康課と統合し，地域を基盤とした乳幼児期から高齢期までの一体的な保健事業の実施体制を構築する。

あわせて、健康寿命日本一をめざす取組に加え、新たに高齢者の保健事業を実施するとともに、福祉健康部保険年金課が所管する国民健康保険保健事業を移管し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けた体制を整備する。

(5) 子ども青少年部

ア. 子ども健康課（廃止）

健康医療部健康増進課と統合する。

(6) 経済部

ア. 産業労働課

ロボット産業推進業務を企画政策部デジタル推進室へ移管する。

イ. 観光課（観光シティプロモーション課を改称）

シティプロモーション業務を企画政策部広報シティプロモーション課へ移管する。

(7) 市民病院

ア. 医療安全管理部（医療支援部を改称）

医療支援部を改称し、より安全で安心な医療提供体制を構築するとともに感染症対策部門を組織化し、感染防止対策の強化及び更なる推進を図る。

(ア) 医療安全管理室（医療安全対策室を改称）

必要な医療行為を可能な限り安全に遂行する手段の検討体制及び院内共通の取組体制の強化を図る。

(イ) 感染対策室（新設）

新型コロナウイルス感染症をはじめ、院内全体の感染管理課題に対し、医療安全対策室から組織を独立させ、実効性のある取組を推進する。

イ. 病院総務課【病院経営企画担当】

医事課が所管している病院経営に関する業務を移管し、経営の効率化と管理運営体制を強化するとともに、持続可能な健全経営の実現に向けた業務の更なる推進を図る。

ウ. 医事課

病院経営に関する業務を病院総務課へ移管する。

### 3 庁内横断的組織の位置付け

令和3年度の組織改正においては、現行の各部局長を中心としたピラミッド型の組織図に加え、解決するべき課題に応じ部局間を横断的に連携する組織、いわゆる庁内横断的な組織を行政組織規則等の規程類へ位置付けることについて、その手法などを検討します。

設置（案）の例

(1) (仮称) デジタル推進プロジェクト組織

企画政策部長をプロジェクト組織のリーダーとして、関係課等（デジタル推進室、情報システム課、行革内部統制推進室など）で構成する。

(2) (仮称) 危機管理事案対応プロジェクト組織

総務部長をプロジェクト組織のリーダーとして、関係課等（行革内部統制推進室、行政総務課、企画政策課、秘書課、広報シティブロモーション課、危機管理課、地域医療推進課など）で構成する。

### 4 今後の検討スケジュール（予定）

令和2年12月～市議会の意見を踏まえた改正（最終案）の検討

令和3年 2月 市議会2月定例会へ事務分掌条例改正議案を提出

2月～3月 行政組織規則等関連規程の改正準備作業

3月 事務室レイアウト変更、広報等周知活動等の準備作業

4月 組織改正の実施（予定※）

※ 組織改正の実施時期については、改正（最終案）の検討状況と、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の対応状況等を踏まえて判断する予定です。

以 上

（事務担当 総務部行政総務課）